

柏 企 第 4 0 号
令和 4 年 1 0 月 5 日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

柏原市長 富宅 正浩

2022年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

秋晴の候、貴議員団におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年6月30日付けで要望のあった、標記の件について、別紙のとおり回答します。

【問い合わせ先】

柏原市政策推進部企画調整課 岩本 亜理沙

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1-55

TEL : 072-971-1000 (内線 2584)

FAX : 072-971-5089

MAIL : kikaku@city.kashiwara.lg.jp

【2022 自治体キャラバン 要望】(回答)

統一要望項目

1. 職員問題

- ① 自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

回答: 人事課・危機管理課

本年度も昨年度(743名)と同水準の正規職員数(742名)を維持し、災害対応・避難所運営等の緊急時における対応を含め、迅速かつ的確な市民対応を促進できるよう体制堅持に努めております。

- ② 大阪社保協調査によると大阪府内各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須である。貴自治体の副首長・理事職以下役職者のジェンダーバランスが偏っている理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

回答: 人事課

課長級以上に占める女性職員の割合は、令和元年度5.4%から令和3年度は7.1%と徐々にではありますが増加しております。今後も女性職員がさらに個性と能力を発揮できる環境整備や職員意識の醸成などについて組織的に強化を行い、女性の登用の増加を図ってまいります。

2. コロナ対応及び物価高対策

- ① コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV相談等窓口対応ができるようにすること。

回答: 福祉総務課・健康づくり課・こども家庭安心課・人権推進課

コロナ禍に関する生活相談・医療相談等に対応する相談窓口を、本市ウェブサイトトップページにわかりやすくまとめ、掲載しております。休日等に急を要する相談に対しましても、市代表電話から各担当部署に連絡が入れる体制をとっています。

また、DV相談などは、常時、人権いろいろ相談・女性のための相談、男性のための電話相談を開設し対応しております。また、令和3年12月にはコロナ禍において、DV相談を含む様々な人権相談に対応すべく休日特設相談を開設しました。

各相談窓口の課題に対する情報交換・連携を図ることを目的に相談担当者連絡会議を開催しながら、今後も継続して相談体制の充実を図ってまいります。

- ② 各自治体独自の現金支給等困窮者対策を充実させること。

回答: 福祉総務課

本市独自の現金支給制度は実施しておりませんが、生活困窮者相談窓口の体制を強化し、国等の支援策が速やかに活用できるよう努めています。

③ 生活困難者への上下水道料の減免を行うこと。

回答:経営総務課

上下水道は市民の皆様が安全で衛生的な暮らしをしていただく上で欠かすことができない重要なインフラであるため、適正な管理運営に努めております。その上下水道事業は、受益を受けられる方々に対して、ご負担をしていただくといった独立採算制のもとで経営をしております。

しかしながら、新型コロナや物価上昇などによる社会経済活動の停滞により、上下水道に係る支払いが困難になることも考えられることから、今後は、健全な事業経営の維持を図りながら、そのような事情の方々に少しでも寄り添えるよう努めてまいりたいと考えております。

3. 子ども・シングルマザー・貧困対策関係

① 子育て世代がコロナ禍による失業、休業等で困窮している。新たな実態調査を実施するなどして実態をつかむこと。

回答:子育て支援課

コロナ禍における子育て世代の実態を把握するための調査の実施につきましては、今年度実施する予定はありませんが、令和5年度に大阪府が府下市町村との共同による実態調査の実施を検討していることから、本市としましてもこの調査に参画し、実態を把握したいと考えております。

② 子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。

回答:子育て支援課

子ども医療費助成の対象については、所得制限を設けることなく、18歳到達の最初の3月31日まで実施しております。また、ひとり親家庭医療費助成についても、大阪府の福祉医療制度に準じており、18歳到達の最初の3月31日まで実施しております。いずれも現時点では現状の制度を維持したいと考えておりますが、大阪府下の動向などにも注視したいと考えております。

なお、入院時の食事療養費については、両助成制度ともに自己負担部分の全額助成を行っております。

③ 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援すること。自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する住民や大学生などに食糧が届くようにすること。

回答:福祉総務課

本市社会福祉協議会と連携してフードパントリー事業を実施し、コロナ禍による生活困窮者や自宅療養を要する方の支援に取り組んでいます。生活困窮者相談窓口や各世代対象相談窓口との連携も密にし、当面の食事のない方に食べ物を提供する支援を行うとともに、各種制度・貸付等も併用し持続的な困窮状態の解消に努めています。

④ 小中学校の給食を自校式で実施し完全給食とし給食費を無償化すること。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行うこと。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

回答:学務課・こども施設課

給食費については、学校給食法第11条第2項により食材費相当分を保護者の方に負担していただいております。なお、令和2年度及び令和3年度においては、子育て世帯への支援策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部を活用し、各年度3ヶ月分の無償化を実施いたしました。自校式や休校中・長期休暇中の給食の提供は考えておりません。

また、保育施設等の副食費につきましては、国の幼児教育・保育の無償化制度開始に合わせ、副食費の免除対象範囲が拡大されるなど、世帯の所得状況に応じた負担額になっていると考えており、現時点で無償化する予定はありません。

- ⑤ 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。民生委員による「独身証明書」は無意味であり形骸化しているため廃止すること。

回答:子育て支援課

児童扶養手当申請時および現況届提出時において、生活状況等の聞き取りを行いますが、人権を侵害することがないよう配慮を行うとともに、DV等の離婚につきましても、母子父子自立支援員への相談時以外は、詳細な聞き取りは行わないよう配慮を行っております。

なお、民生・児童委員による状況確認書等の提出や担当課職員による現認調査等により、必要に応じて生活状況の確認を行っております。

- ⑥ 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

回答:学務課・指導課

学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況は各校で把握しており、再受診勧告をお渡しする等、状況に応じた対応を各校において行っております。また、柏教研養護教諭部会において、むし歯に対する受診状況の調査を毎年行っています。「口腔崩壊」状態の児童・生徒がいる場合は、養護教諭だけでなく、担任等との協力体制のもと、個別に対応しています。付き添い受診の制度化はされていませんが、スクールソーシャルワーカーの付き添いで病院等へ受診することは、これまでも行っております。

歯科衛生士が主体で行うブラッシング指導も、年1回程度継続的に実施しております。給食後の歯みがきについては、コロナ感染症対策として現在実施していない状況ではありますが、実施については各校で判断しております。フッ化物洗口については、コロナ感染症対策として今年度は実施しておりませんが、小学校1～3年生の希望者を対象に実施しています。

- ⑦ 「ヤングケアラー」の実態を調査し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

回答:こども家庭安心課・指導課

「ヤングケアラー」の実態調査に関しては、児童生徒向けには学力調査等に付随しているアンケートを活用し、学校に対しては、毎月行われる調査や校長先生からのヒアリング等で確認しています。

相談支援体制の整備については、子ども・高齢者・障害者・生活困窮支援の各部署による連携会

議を定期的開催し、ヤングケアラーにいる世帯への包括的な支援を行います。

- ⑧ 子どもたちが進学をあきらめずにすむように、自治体独自の給付型奨学金を創設・拡充すること。奨学金制度は年々変わっているため、奨学金についてのわかりやすいパンフレットを毎年作成し配布すること。

回答:指導課

「柏原市奨学金貸付申請について」という案内を、生徒を通じて毎年各家庭に配付しております。

4. 医療・公衆衛生

- ① コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務である。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけること。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要でありクラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な無料PCR検査の実施など、いつでも簡単にPCR検査ができるようにすること。

回答:健康づくり課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民が安心して受診できる医療体制の確保が必要であることを改めて認識しており、地域医療構想につきましては構想区域の実情を踏まえた活発な議論による合意形成が図られるよう、柔軟な対応を求めてまいります。

また本市では9医療機関で発熱外来を開設していただいておりますこと、5施設で無症状者を対象とした検査センターを開設していただいておりますことから、一定の需要には対応できていると考えておりますが、引き続き検査体制の充実に向けた支援を国・府に要望してまいります。

- ② 第5波・第6波の中で、大阪の保健所は全く機能しなかったことは周知の事実である。「陽性者に対する検査数」「人口あたり確保病床数」などを比べた各都道府県のコロナ対応ランキング(慶応大学・濱岡豊教授調査)では大阪府は最下位となっている。大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかること。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望すること。

回答:健康づくり課

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を注視しながら、状況に応じた保健所機能の強化を引き続き大阪府に要望してまいります。

5. 国民健康保険

- ① コロナ禍の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的なコロナ対策であるという意識を持つこと。こどもの均等割は無料とすること。

回答:保険年金課

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少した場合などの国民健康保険料の減免は、令和4年度も引き続き実施しております。

未就学児の均等割については令和4年度から5割を減額する制度が実施されておりますが、更な

る少子化対策及び子育て支援の観点から、対象年齢の拡充等を国や府に対して要望してまいります。

- ② 多くの市町村が単年度黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。大阪府国保統一化により国保被保険者が重大な被害を被っていることをみとめ、2024年度の完全統一を延期するよう大阪府に意見を上げること。

回答:保険年金課

大阪府の国民健康保険は、平成30年度から府を財政運営の責任主体として都道府県化され、大阪府国民健康保険運営方針に基づき制度運用しております。今後、統一化で被保険者の急激な負担増とならないよう、国や府に要望してまいります。

- ③ 国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも自治体独自に適用拡大をするとともに国に要望を上げること。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。コロナ対応保険料減免については2020年度制度より後退し適用件数が減っていることを踏まえ、自治体として国に強く意見を上げること及び独自の減免拡充を行うこと。申請については申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

回答:保険年金課

傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、国基準に基づき運用しております。

保険料の減免制度については、災害・収入減少・拘禁等の項目は、府の基準を採用しており、市独自の低所得者を対象とした貧困減免は、激変緩和期間の令和5年度まで維持することとしております。また、各制度の周知については、保険料決定通知書送付時にチラシを同封するほか、広報誌やホームページを活用しております。なお、各種申請書については、ホームページに掲載しており、郵送での手続きも可能となっております。

6. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。

回答:健康づくり課・保険年金課

本市の特定健診の受診率は、府内でも高い水準となっておりますが、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大により、受診率が減少傾向となっております。そのため、大阪府のモデル事業に参画する等、受診勧奨事業を強化し実施しております。今後も引き続き、受診率の向上に向けて取り組んでまいります。

がん検診の受診率につきましては府下で中位となっており、更なる受診率向上に向け、日曜検診に加え、本年度からはWeb予約を導入しております。今後におきましても、受診率向上のための新たな方策について検討してまいります。

- ② 歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定すること。成人歯科健診は18歳以上を対象に毎年、無料で実施すること。在宅患者・障害者らを対象にした訪問歯科健診、妊婦を対象にした歯科健診を実施すること。

回答:健康づくり課・こども家庭安心課

本市におきましては、第4期健康かしわら21計画(健康増進計画)を本年3月に策定し、当該計画に基づき健康増進事業を推進しておりますが、当該計画には歯科口腔保健も含まれておりますことから策定済みとなっております。

また、本市の歯周疾患検診受診率は府下でも高位でありますことから、現在のところ条例制定の検討は行っておりませんが、引き続き府下の他市状況を注視してまいりたいと考えております。

成人歯科健診につきましては、本市では40歳以上の市民を対象に5歳刻みで無償健診体制を構築しておりますが、18歳以上を対象とすることにつきましては、国の動向を注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

妊婦を対象とした歯科健診は、令和2年4月から妊娠届出時に受診票を配布し、妊娠期間中1回、市内歯科医院で個別健診を実施しております。

7. 介護保険・高齢者施策

- ① 高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。

回答:高齢介護課

介護保険料への公費投入は、制度化された仕組みの枠外で、一般会計から特別会計に繰り入れることは適当ではないと考えております。第8期介護保険事業計画では、介護給付費準備基金を取り崩し、第7期計画時と比較し基準額を305円(月額)引き下げ、かつ所得段階の低い段階の乗率についても見直しを行い、引き下げております。今後の計画策定においても、給付費等の推計等を基に保険料を適切に設定してまいります。なお、国に対しましては、今後も制度の改正及びさらなる充実を要望してまいります。

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

回答:高齢介護課

所得段階が第1段階から第3段階の方を対象にして公費による軽減措置を実施しております。また、市独自の減免制度につきましては、第1段階から第3段階の方を対象に収入や資産等の一定の要件に該当する場合、保険料の減額を実施しており、被保険者の負担軽減に努めています。

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。2021年8月からの介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)改定の影響の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

回答:高齢介護課

市の財源で利用料減免制度を創設し、安定的に維持していくことは困難であると考えております。介護サービス利用者にとって不利益となるものについては、国に対して要望してまいりたいと考えております。

④ 総合事業(介護予防・生活支援総合事業)について

- イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。
- ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

回答:高齢介護課

イ、すべての要支援認定者に対して、「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用可能である旨の案内を行っております。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を希望される方に対して申請を受け付けております。

ロ、介護予防訪問介護・介護予防通所介護従来相当サービスにつきましては、国基準どおりの単価を設定しております。緩和した基準によるサービスの単価につきましては、その内容や利用者負担等を検証し、介護保険事業計画策定委員会等で意見を伺いながら、適宜見直しを進めてまいります。

⑤ 居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)に対する支援について

- イ、「一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出・検証」や「事業所単位で抽出するケアプラン検証」などについては、利用制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと
- ロ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

回答:高齢介護課

イ、ケアプランチェックについては、適正かどうかを判断しているため、利用制限を目的として行うことはなく、利用者やその家族の希望に基づいて、ケアマネジャーとしての専門性を活かしたケアプランとなっているかの確認を行っております。

ロ、自立支援型地域ケア会議は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう身体機能の維持・向上を実現することを目的として、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士や地域包括支援センター3職種等が会議に参画し、多角的な視点から助言を行っております。

⑥ 保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

回答:高齢介護課

保険者機能強化推進交付金について、高齢者一人ひとりが介護予防・重度化防止に繋がるよう、介護予防事業を推進・展開してまいります。

⑦ 高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の

利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

回答: 高齢介護課・福祉総務課

高齢者の熱中症対策としまして、市の広報誌を通じた周知・普及を行いつつ、市や地域包括支援センター職員が高齢者の各種講座・教室の場を通じて、体調管理と熱中症予防に関する注意喚起を行っております。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の見守りとしまして、民生委員やケアマネジャー等と連携し見守りネットワークを構築しており、見守り訪問の機会を通じて熱中症予防のお声かけを行っております。

さらに、クーラーの設置が経済的な理由で困難な方につきましては、現在は社会福祉協議会の貸付制度の利用案内を行っており、今後、クーラー導入費用や電気料金に対する補助制度の創設に向けて、他市町村の取組状況を踏まえ、検討してまいります。

- ⑧ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

回答: 高齢介護課

特別養護老人ホームにおいては入所申込状況調査、グループホームにおいては運営推進会議での空き状況の確認を行うなど、実態調査を行っております。調査結果等を考慮し、介護保険事業計画において整備を行ってまいります。

- ⑨ 介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

回答: 高齢介護課

市独自の処遇改善助成金については、安定的に実施するとなると財政負担が大きく難しいことから、処遇改善加算による処遇改善が行われているのか、事業者の指導担当課と情報共有を行ってまいります。また、全額国庫負担方式による処遇改善制度については必要であると考えられることから、国に対して要望してまいります。

- ⑩ 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

回答: 高齢介護課

軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施している他市町村の取組状況を把握したうえで、制度設計に向けた検討を行ってまいります。また、国に対して補聴器購入費用助成制度の創設について、引き続き要望を行っております。

8. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

- ① 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

回答: 障害福祉課・高齢介護課

40歳以上65歳未満2号被保険者(特定疾病者)及び65歳以上の障害者については、障害者総合支援法第7条により、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなりますが、申請者が

必要とするサービスの内容を聴き取り、その必要とするサービスが、

- (1)介護サービスにより受けることができない場合
- (2)サービス内容が、同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等の障害福祉サービス固有のものである場合
- (3)障害福祉サービスに相当する介護保険サービスが介護保険給付の区分支援限度額の制約から、介護保険のケアプランにおいて介護保険給付のみでは確保できないと認められる場合等については、障害福祉サービスを支給決定するなど、個別のケースに応じて柔軟な対応を行っています。

担当課間で個別ケースに応じて対応し、必要なサービスを受けることができるよう調整してまいります。

- ② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

回答:障害福祉課・高齢介護課

障害福祉サービスをご利用の方に対して、65歳になる1年程前から折に触れ介護保険サービスへ移行することを説明し、要介護認定申請について案内を行っています。また、必要に応じて、ご本人が選定したケアマネージャーと連携し、これまで受けてこられたサービスと同等のサービスを引き続きご利用いただけるように努めています。

- ③ 2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和4年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

回答:障害福祉課・高齢介護課

65歳に到達される障害者への対応については、障害福祉担当者が中心となり、介護保険担当者やケアプラン作成事業所の連携を図りながら支援を行っているところではありますが、今後も引き続き、利用者のサービス意向を聴取しながら、調整等を行ってまいります。

- ④ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづき運用を行うこと。

回答:障害福祉課・高齢介護課

介護保険のみでは必要なサービス量が確保できない場合等は、引き続き障害福祉サービスの支給を行うなど、個別のケースに応じて柔軟な対応を行ってまいります。

- ⑤ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎない。および、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

回答:障害福祉課・高齢介護課

個別のケースに応じて適切な案内を行っています。

- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

回答:障害福祉課・高齢介護課

個別のケースに応じて適切な案内を行うとともに、現行通りの基準を適用するよう国に求めてまいります。

- ⑦ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

回答:障害福祉課・高齢介護課

国に対しては、併給対象者に関する市町村負担を軽減するため、新たな国庫負担基準の創設を要望しています。

- ⑧ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

回答:高齢介護課

サービス利用者の意向を踏まえた適切なサービス提供ができるよう、利用者に対する配慮を含めたケアマネジメント能力の強化を行ってまいります。

- ⑨ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

回答:障害福祉課

障害福祉サービスについては、市町村民税非課税世帯の利用者負担は無料となっています。

- ⑩ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

回答:障害福祉課

厳しい財政状況において、自治体間に格差が生じないよう、福祉医療助成制度が事実上のナショナルミニマムとなっていることを踏まえ、国の制度として構築されるよう要望してまいります。

9. 生活保護

- ① コロナ禍の中においても各自治体の生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいるその原因を明らかにすること。申請を躊躇わせる要因となっている「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

回答:福祉総務課

生活保護については、ホームページに制度の内容・申請方法等をわかりやすく掲載し、市民に情報提供を行っております。また一定の基準により適正に「扶養照会」を行っております。

- ② 札幌市など全国各地で作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

回答:福祉総務課

生活保護については、ウェブサイトを通じて市民に情報提供を行っております。また手に取った人が分かりやすいよう工夫をした保護のしおりを常時窓口カウンターに配架しています。

- ③ ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

回答:福祉総務課

各ケースワーカーの自発的な研修への参加を促しております。また生活保護の申請権の侵害はしないよう、徹底しています。

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

回答:福祉総務課

シングルマザーや独身女性の家庭訪問の際は、担当ケースワーカーと少なくとも他のケースワーカー1人の計2人以上で訪問することとしています。

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

回答:福祉総務課

分かりやすく、必要な情報を正しく解説した保護のしおりを常時窓口カウンターに配架しています。

- ⑥ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

回答:福祉総務課

休日、夜間等の急病時でも受診できるよう「夜間・休日緊急用医療受診票」を被保護者全世帯に配布しています。また、医療機関の受診については、訪問等を通じ、医療機関を受診する必要等がある場合は、速やかに受診していただくよう案内しています。

- ⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

回答:福祉総務課

現在本市福祉事務所では、警察官 OB の採用はしておりません。また、「適正化」ホットライン等も行っておりません。

- ⑧ 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

回答:福祉総務課

生活保護基準、住宅扶助基準、冬季加算は全て国の基準で行っています。

- ⑨ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

回答:福祉総務課

住宅扶助は平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、生活保護世帯の生活実態や実情に応じて、柔軟に対応しています。

- ⑩ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。生活保護利用者の国保加入については反対を表明し国に意見を上げること。

回答:福祉総務課

今後、国等の動向を注視し、必要であれば、他市と協議のうえ検討してまいります。

- ⑪ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

回答:福祉総務課

国においては、平成30年6月8日の法改正において、生活保護世帯の高校生の大学等への進学支援として、進学準備給付金が創設されました。今後、国等の動向を注視し、他市の状況を踏まえ、必要であれば検討してまいります。